

## 低床車両ラッピング広告試行実施デザイン募集要項

### 1 趣旨

路面電車低床車両「1100形」は、札幌市が策定した「札幌市路面電車活用計画」に基づき、札幌市とデザイナーのほか、アドバイザーとして学識者や有識者を加えたトータルデザイン検討会議にてデザインが作成された路面電車低床車両「A1200形」の車両デザインを踏襲した低床車両です。

これまで1100形は、その車両デザインを最大限に生かすため、車体全面利用広告（以下「ラッピング広告」という。）を実施しておりませんでした。デザイン性に配慮した広告商品として活用する方法を探るため、1100形のラッピング広告を試行的に実施いたします。

### 2 概要

本公募の趣旨にご賛同いただける企業様から車両広告のデザインをご提出いただき、最も1100形に相応しいデザインを、当公社が設置する「低床車両デザイン選考委員会」にて選定いたします。運行開始後にはアンケート調査により、お客様からの意見などを募るとともに、1100形のデザイン性を損なわない広告のガイドラインを作成し、将来的な低床車両の広告活用を目指します。

### 3 使用車両

路面電車低床車両1100形 1両

※ 号車未定

### 4 運行予定期間

令和5年7月1日～令和6年3月31日まで

※ 取付作業及び原状回復作業並びに車両運用の都合により、運行予定期間は若干前後する可能性があります。

※ 運行期間の延長及び短縮はできませんので予めご了承ください。

### 5 契約料（税込）

297万円（総額）

※ 上記金額を9か月で分割し月毎にお支払いいただきます。月額33万円（税込）となります。

## 6 企業様にご負担いただく費用

以下の費用については、企業様のご負担となります。

- (1) デザイン作成費用
  - (2) ラッピング電車用広告シートの作成及び取付に係る費用
  - (3) 契約終了時のラッピング電車原状回復作業に係る費用
- ※ 6-(2)及び6-(3)については、低床車両デザイン選考委員会にて選定された場合に必要となります。

## 7 1100形ラッピング可能箇所

車両両側面黒色部

- ※ 別紙1「1100形デザインテンプレート」に示す青色の箇所をラッピング可能箇所といたします。左右が異なるデザインの場合は、デザインテンプレートの上段及び下段に左右それぞれのデザインを記載してください。
- ※ 前後部及び両側面白色部へのラッピングはできません。

## 8 応募の方法など

### (1) 募集期間

令和5年2月1日～令和5年2月28日（必着）

### (2) 応募条件

ア 札幌市内に本社若しくは事業所等が所在し法人格を有する団体であることを応募条件とします。

イ 下記のいずれかに該当する場合は応募することができません。

- (ア) 当公社路面電車広告掲出審査基準Ⅲに定める規制業種
- (イ) 消費者金融業及び関連業種
- (ウ) 宗教団体及び関連業種
- (エ) 政治団体及び関連業種
- (オ) パチンコ店、パチンコ台メーカー及びパチンコ関連業種
- (カ) 質屋、チケット等再販売業
- (キ) 調査会社、興信所、探偵事務所等
- (ク) 当公社路面電車広告掲出審査基準に定める規制する業種との区分があいまいであると判断される業種
- (ケ) 低床車両ラッピングの試行実施に相応しくない業種

### (3) 応募デザイン

企業広告又は企業商品広告など

#### (4) 提出物

- ア 低床車両ラッピング広告試行実施申込書（PDFデータを提出）
- イ 低床車両ラッピング広告デザイン事前協議書（PDFデータを提出）
- ウ デザインデータ（1100形デザインテンプレートを使用しPDFデータを提出）

#### (5) 応募方法

応募を希望される企業様は別紙2「低床車両ラッピング広告試行実施申込書」及び別紙3「低床車両ラッピング広告デザイン事前協議書」に必要事項を記載の上、デザインデータと併せて下記応募用メールアドレスあてに電子メールでご提出ください。

#### (6) 応募用メールアドレス

[koukoku@stsp.or.jp](mailto:koukoku@stsp.or.jp)

#### (7) 選考方法

当社が設置する「低床車両デザイン選考委員会」にて、別紙4「審査基準」に基づき複数の項目で採点を行い、もっとも1100形車両に相応しいデザイン1点を選考いたします。

#### (8) 契約を行わない場合

同選考委員会の採点の結果、一定の水準を満たすデザインがない場合は、採用なしとして契約の締結を行いません。

#### (9) 応募の結果

応募の結果については、令和5年3月31日までに、当落問わず当社より企業様あてに通知いたします。

#### (10) 応募に関する留意事項

- ア 応募した企業様が8-(2)-イに抵触することが判明した場合、また低床車両ラッピング試行実施申込書に虚偽の記載があった場合は、応募は受け付けず取り消すことといたします。
- イ 当社指定広告代理店を通じてお申込みいただくこともできます。  
当社指定広告代理店の会社名及び連絡先については、当社ホームページ(<https://www.stsp.or.jp/>)をご確認ください。
- ウ デザイン提出後に、当社から色見本等の詳細な資料の提出を求める場合がありますので、ご対応願います。
- エ 選考にかかる議事及び点数等は公開いたしませんので、あらかじめご了承のうえお申込みください。
- オ 低床車両デザイン選考委員会開催以降の申込みの取消しはできません。
- カ 提出された書類は返却いたしません。

## 9 契約締結の予定時期及び契約書

「低床車両デザイン選考委員会」にてデザインが選考された企業様と当社の契約の締結は、令和5年4月下旬ごろを予定しております。また、本試行実施に伴う契約書については別紙5「低床車両ラッピング広告試行実施契約書」のとおりです。

なお、当社指定広告代理店を通じたお申込みの場合、契約は当社と当社指定広告代理店の間で締結いたします。

## 10 スケジュール

このたびの公募に伴うスケジュールは以下のとおりとなります。

なお、ラッピング電車の運行に伴う札幌市建設局への屋外広告物許可申請に係る諸手続きは当社が行います。

- (1) 令和5年2月末日 募集締め切り
- (2) 令和5年3月中旬 デザイン選考委員会開催／デザイン選考
- (3) 令和5年3月下旬 掲出デザインの決定／通知
- (4) 令和5年3月下旬 掲出デザインの調整（令和5年4月末頃まで）
- (5) 令和5年4月下旬 当社と企業様の契約締結
- (6) 令和5年4月末まで 掲出デザイン確定
- (7) 令和5年5月中旬 アドバイザー会議
- (8) 令和5年6月上旬 アドバイザー会議の結果をデザインに反映
- (9) 令和5年6月中旬 屋外広告物許可申請
- (10) 令和5年7月1日頃 ラッピング電車運行開始

## 11 広告デザイン

- (1) ラッピング電車のデザインは札幌市建設局が定める「車体全面広告ガイドライン」及び当社が定める「路面電車広告掲出審査基準」に準じるとともに、1100形の車両デザインを踏まえた別紙4「審査基準」を考慮のうえ作成してください。
- (2) 企業様1社あたりが提出する広告デザイン数に制限はありません。デザインごとに別紙3「低床車両ラッピング広告デザイン事前協議書」を提出してください。なお、広告デザインを複数提出された場合においても、低床車両デザイン選考委員会にてもっとも1100形車両に相応しいデザイン1点を選考することとし、企業様にてデザインに優先順位をつけることはできませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 低床車両デザイン選考委員会にてデザイン選定後、選考委員の助言に基づきデザインを修正していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (4) あらかじめ企業様にて関係法令及び条例並びに各業界団体の定める自主規制をご確認のうえ、お申し込みください。
- (5) 低床車両デザイン選考委員会開催以降のデザインの変更はできません。

## 12 取付作業及び原状回復作業

- (1) ラッピング電車の広告シート取付作業は、令和5年7月1日を起点とした前後1週間程度のうち、当公社が指定する1日で実施していただきます。
- (2) 契約満了時のラッピング電車原状回復作業については、令和6年4月の当公社が指定した日に実施していただきます。
- (3) 広告シート取付作業及びラッピング電車原状回復作業の作業時間は9時00分から17時00分までの間となります。
- (4) 広告シート取付作業及びラッピング電車原状回復作業は、企業様の費用負担により実施してください。

## 13 車内ポスターの利用

- (1) 当公社との本契約においては、ラッピング広告の他に、同じ車両の車内ポスター枠を全てご利用いただくことができます。
- (2) 車内ポスター枠をご利用する場合は、全てのポスター枠をご利用いただくものとし、一部でのご利用はできません。
- (3) 車内ポスターの掲出枚数及び掲出できるポスターの規格は次のとおりです。
  - ア 中ぶりポスター 10枚／B3サイズ（上部に40mmの余白が必要）
  - イ まど上ポスター 12枚／B3サイズ（上下ともに20mmの余白が必要）
  - ウ 運転台背面ポスター 2枚／B3サイズ（上下左右ともに20mmの余白が必要）
- (4) 車内ポスターの掲出作業は、当公社が実施いたします。
- (5) 車内ポスターの作成費用は企業様でご負担ください。
- (6) 車内ポスターは、掲出開始日の9営業日前までに当公社にデザインを提出し、掲出開始日の4営業日前までに承認を受けたうえで、掲出開始日の3日前（土日祝日除く）までに、13-(3)に定める枚数に予備を加えて次の住所まで納品してください。

〒004-8532

札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号 札幌市交通局庁舎5階

(一財)札幌市交通事業振興公社 営業部 窓口サービス課 広告係 あて

## 14 契約料のお支払い

- (1) 当公社に直接お申込みいただいた場合、契約料については、毎月ごとに当公社の

発行する請求書に基づき、当社の指定する銀行口座に現金振り込みにてお支払いいただきます。振込手数料は企業様のご負担といたします。

- (2) 当社指定広告代理店を通じたお申込みの場合、お支払い方法については当社指定広告代理店の規定によります。

## 15 契約の解除

契約期間中であっても、以下に該当する場合は契約を取り消し解除することがあります。

- (1) 8-(2)-イに抵触することが判明した場合
- (2) 低床車両ラッピング広告試行実施申込書に虚偽の記載があることが判明した場合
- (3) 企業様に社会的信用を損なう行為があり、当社のイメージが損なわれる恐れがある場合
- (4) 低床車両ラッピング広告試行実施を行う企業として適当でないと認められることが判明した場合

## 16 その他留意事項

- (1) 本契約に基づき掲出される広告は全て、当社と契約を締結された広告主の広告としてください。
- (2) 本募集要項に記載のない事項については当社の定める「ラッピングトラム販売要領」及び「路面電車車内ジャック広告販売要領」の記載内容を準用いたします。
- (3) 本募集要項についてご不明な点がある場合、当社までお問い合わせください。

## 17 お問い合わせ先

(一財) 札幌市交通事業振興公社 営業部 窓口サービス課 広告係 佐藤  
電話：011-896-2723/FAX：011-802-2216/E-MAIL：koukoku@stsp.or.jp